

研究費に係る内部通報等に関する要綱

1 趣旨

この要綱は、研究費に係る不正防止規程第 11 条第 2 項に規定する通報窓口、予備調査等の取扱いに必要な事項を定める。

2 定義

- (1) 不正行為とは、法令及び株式会社ケイエスピー（以下「会社」という。）の諸規程に違反した行為をいう。
- (2) この規程において「統括管理責任者」とは、「研究費に係る不正防止規程」による。

3 通報の原則

- (1) 全ての役員及び社員は、会社の業務に関して不正行為に関する情報に接した場合は、直ちに当該情報を通報するものとする。
- (2) (1)以外の者が、会社の役員又は社員の不正行為に関する情報に接した場合についても、本要綱を準用して対応するものとする。

4 通報窓口

- (1) 不正行為に関する会社内外からの通報の受付窓口（以下「通報窓口」という。）は、経営管理部長（当該事案と利害関係がある場合には監査役）とする。
- (2) 通報窓口は、不正行為に係る通報（報道及び外部機関等からの指摘を含む。）があった場合、速やかに代表取締役社長及び統括管理責任者に報告するものとする。

5 通報の受付

- (1) 通報の方法は、書面（ファクシミリ及び電子メールを含む。）又は口頭（面談又は電話）により、直接通報窓口に行い、個室で面談したり、電話や電子メールなどを通報窓口以外は見聞できないようにするなど、通報内容や通報者の秘密を守るため適切な方法をとることとする。
- (2) 通報は、原則として実名により行われ、当該不正行為者の氏名、不正行為の態様が明示されなければならない。
- (3) (2)にかかわらず、匿名による通報があった場合は、通報の内容に応じ、実名の通報があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- (4) 書面による通報など、通報窓口が受付けたか否かを通報者が知りえない方法による通報がなされた場合は、通報窓口は通報者（匿名の通報者を除く。ただし、調査結果が出る前に通報者の氏名が判明した後は実名による通報者として取り扱う）に受付けたこと通知する。
- (5) 報道等により不正行為の疑いが指摘された場合は、匿名の通報があった場合に準じて取扱うものとする。
- (6) 通報の意思を明示しない相談については、その内容に応じ確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して通報の意思があるか否か確認するものとする。これに対して通報の意思表示がなされない場合にも、通報窓口の判断で当該事案の予備調査を開始す

ることができる。

- (7) 不正行為が行われようとしている、あるいは不正行為を求められているという通報・相談を受けた場合は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めるときは、当該通報の対象となった者（以下「被通報者」という。）に警告を行うものとする。
- (8) 通報窓口は、通報等の受付や調査・事実確認担当の者が自己との利害関係を持つ事案に関与しないようにすること。

6 予備調査

- (1) 統括管理責任者は、通報内容の事実関係及び関係当事者等を明らかにするため、予備調査を行う。予備調査は当該通報に係る関係者からの事情聴取等を行う。
- (2) 役員及び社員は、通報された内容の事実関係の調査に際して、協力をしなければならない。
- (3) 統括管理責任者は、予備調査の報告を代表取締役社長へすみやかに行うものとする。
- (4) 代表取締役社長が、予備調査の結果、通報がなされた事案が本格的な調査をすべきものと判断した場合は、研究費に係る不正防止規程第 13 条第 1 項に規定する調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、本調査を行う。また、通報を受付けた後、30 日以内に本調査を行うか否か決定するものとする。
- (5) 代表取締役社長は、調査委員会による本調査を実施する場合には、通報者及び被通報者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- (6) 代表取締役社長は予備調査の内容が関係省庁または配分機関に関連する案件の場合、予備調査の要否を関係省庁・資金配分機関に報告するものとする。
- (7) 代表取締役社長が本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに通報者に通知するものとする。この場合、通報窓口は予備調査に係る資料を保存し、資金配分機関や通報者の求めに応じ開示するものとする。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、代表取締役社長が別に定める。

附 則

この要綱は、2024 年 3 月 25 日から実施する。